

令和 5 年 11 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 5 年 11 月 27 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 6 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 4 号 非農地証明について
日程第 5 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画について

4. 出席した農業委員（11 名）

1 番 鈴 木 伸 一	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 石 原 郷 士
4 番 岩 崎 十三江	5 番 大 澤 恵 美 子	6 番 櫻 井 正 彦
7 番 清 水 照 夫	8 番 関 口 裕	9 番 田 村 範 行
12 番 星 野 文 雄	13 番 小 林 利 信	

5. 欠席した農業委員（2 名）

10 番 深 澤 良 朗 11 番 星 野 邦 夫

6. 出席した農地利用最適化推進委員（13 名）

1 番 新 井 巖 雄	2 番 石 原 茂 樹	3 番 岩 崎 俊 明
4 番 大 塚 孝 一	5 番 奥 澤 孝太郎	6 番 小 倉 正 範
7 番 尾 澤 勝	8 番 金 子 昇	9 番 小 林 和 弘
10 番 武 裕 士	11 番 田 中 由 郎	12 番 長 澤 修 一
13 番 星 野 健 一		

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（0 名）

8. 出席した事務局職員（3 名）

事務局長 山 銅 敏 男	事務局長補佐 森 田 憲 一
主 任 古 郷 真 吾	

事 務 局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和 5 年 11 月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者はありません。従いまして、在任農業委員 13 名中、現在の出席委員は 11 名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたします。

とをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名となります。

それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 改めまして皆さんこんにちは。本日も案件がいくつもございますが、みなさんのご協力のもと、スムーズに議事を進めたいと思っております。甚だ簡単ではありますが、開催の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

会 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

会 長 会期決定についてお諮りいたします。令和 5 年 11 月 27 日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 会期は令和 5 年 11 月 27 日一日限りといたします。

議事録署名人の決定

会 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

会 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「5 番：大澤 恵美子 委員」と「6 番：櫻井 正彦 委員」の両名にお願いいたします。

議案第 1 号

会 長 日程第 1 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 5 年 11 月 27 日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は 3 件ございます。
番号 1 番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑、売買。現在、農業を営んでいますが、自宅から近く耕作しやすい申請地を買い受けて申請するもの。
番号 2 番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町下神梅、畑、計 3 筆、売買。現在、農業を営んでいますが、申請地を買い受け、経営の規模拡張を図りたく申請するもの。
番号 3 番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。東町小夜戸、田及び畑、計 8 筆、贈与。現在、農業兼大工業を営んでいま

すが、高齢のため耕作が困難な父より申請地を譲り受け、経営の規模拡張を図りたく申請するもの。

以上、3件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

番号1番

会 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長

挙手全員と認め、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

会 長

説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長

挙手全員と認め、番号2番の申請は可決いたします。

番号3番

会 長

説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長

挙手全員と認め、番号3番の申請は可決いたします。

議案第2号

会 長

日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」

次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和5年11月27日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は1件
ございます。

番号1番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸
町久宮、畑。住宅敷地拡張及びアパート用地。現在、市内にて居住していますが、
始末書のとおり、地目を是正するため、申請するもの。始末書添付。第3種農地。
以上1件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号1番

会 長

事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局

(始末書の朗読)

会 長

始末書の朗読が終わりました。

番号1番について、笠懸6区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員

7番、清水です。地図の1番をご覧ください。県道69号線を南下します。久宮の○
○のある信号を東に向かいます。100メートルほど直進した右手側に申請地があり
ます。始末書のとおりとなります。慎重審議をお願いします。

会 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番につい
て可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長

挙手全員と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第3号

会 長

日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたし
ます。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和5年11月27日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は5件
ございます。始めに、3ページの番号1番及び番号2番を説明します。

番号1番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になりま
す。笠懸町阿左美、畑。建売分譲住宅用地(8区画)。売買。現在、市内にて不動
産業を営業しておりますが、恵まれた環境にある申請地に、建売分譲住宅を建設
したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。〇〇宅地46.93㎡、
〇〇宅地164.37㎡、〇〇雑種地41㎡、道の一部31㎡、計283.3㎡と一体利用。
第3種農地。

番号 2 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畑(雑種地)。一般住宅用地。売買。現在、市内の妻の実家にて居住していますが、子供が生まれ手狭になっており、実家に近く環境の良い申請地を買い受け、一般住宅を建設したく申請するもの。始末書添付。〇〇宅地 67.43 m²、〇〇宅地 365.09 m²、〇〇宅地 14.31 m²、計 446.83 m²と一体利用。第 3 種農地。

次に、4 ページの番号 3 番を説明します。

番号 3 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、計 3 筆。砂利採取用地(一時転用)。賃貸借。現在、市外にて建材販売業を営んでいます。表土に小石等の混入が見られますが、地下には良好な砂利層があるため、その資源を有効利用したく、土地を掘削して砂利を採取したく申請するもの。砂利採取計画認可申請許可見込有。一時転用期間は令和 5 年 11 月 28 日から令和 6 年 11 月 27 日。青地。

以上、3 件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

会 長

番号 1 番について、笠懸 5 区の担当委員より説明をお願いします。

9 番委員

9 番、田村です。地図の 2 番をご覧ください。岩宿駅前の北側の信号を 100 メートル直進します。左側に〇〇が見えたら左折し、西へ向かいます。20 メートルほど直進した右手側が申請地です。草は刈っており、特段問題はないと思います。慎重審議をお願いします。

会 長

説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長

挙手全員と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

会 長

事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局

(始末書の朗読)

会 長

始末書の朗読が終わりました。

番号 2 番について、笠懸 6 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員

7 番、清水です。地図の 3 番をご覧ください。申請地は 69 号線のバイパスにある久宮の〇〇の信号を西へ向かいます。しばらく直進した右手側に申請地があります。始末書のとおりですので問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長 挙手全員と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

番号 3 番

会 長 番号 3 番について、笠 8 区の担当委員より説明をお願いします。

3 番委員 3 番、石原です。地図の 4 番をご覧ください。吹上の〇〇の信号を過ぎて、T 字路を左折し東へ向かいます。住宅 2 軒越えた右側が申請地です。何ら問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長 挙手全員と認め、番号 3 番の申請は可決いたします。

事務局 5 ページの番号 4 番から番号 5 番を説明します。
次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

番号 4 番。被設定人、設定人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町塩原、畑、計 9 筆。露天駐車場用地(一時転用)。賃貸借。現在、申請地の北 400 メートルのところで神社経営をしております。毎年、年始の初詣客が数多く訪れるため、申請地を駐車場として借り受け、参賀者の臨時駐車場とたく申請するもの。〇〇雑種地 1,367 m²、〇〇雑種地 271 m²、計 1,638 m²と一体利用。常設審議委員会意見聴取予定。一時転用期間は令和 5 年 12 月 25 日から令和 6 年 1 月 31 日。第 2 種農地。

番号 5 番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。東町神戸、畑、計 2 筆。太陽光発電用地。売買。現在、県外にて太陽光発電所の設置、運営、売電事業等を営んでいます。太陽光発電用地として適した申

請地を買い受け、太陽光発電施設を設置したく申請するもの。みどり市再生可能エネルギー発電設備の設置の規制に関する条例許可済。常設審議委員会意見聴取予定。第2種農地。

以上2件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号4番
会 長

番号4番について、大間々16区の担当委員が不在ですので、現地確認を行った3番石原委員より説明をお願いします。

3番委員

3番、石原です。地図の5番です。毎年の神社の臨時駐車場の一時転用です。慎重審議をお願いします。

会 長

説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

8番推進委員

備考欄の常設審議委員会というのはどういった委員会でしょうか。

事務局

3,000㎡以上の農地については、市単独で許可は下ろしておらず、県内各地区の農業委員会長によって組織された常設審議委員会で意見を聴取した上で、許可を下ろしております。

8番推進委員

承知しました。

会 長

その他に意見はございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長

挙手全員と認め、番号4番の申請は可決いたします。

番号5番
会 長

番号5番について、東4区の担当委員より説明をお願いします。

8番委員

8番、関口です。地図の6番です。申請地は市立あずま小学校、あずま中学校から南西100メートルほどに位置しています。〇〇の向かい側です。この地域は獣害被害が多く、周囲はすでにくつも太陽光発電施設が設置されています。慎重審議をお願いします。

会 長

説明が終わりました。番号5番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 5 番について採決をいたします。番号 5 番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長 挙手全員と認め、番号 5 番の申請は可決いたします。

議案第 4 号

会 長 日程第 4 議案第 4 号「非農地証明交付願について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 4 号「非農地証明交付願について」
次のとおり、非農地証明交付願があったので、決定を求める。令和 5 年 11 月 27 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は 1 件ございます。
番号 1 番。願出人については記載のとおりです。土地の表示等になります。東町荻原、畑、計 3 筆。申請地は全面が山林状態となり農地に復元することが困難であるため、非農地証明の交付を願いたく申請するもの。
以上 1 件の審議について、よろしくお願いいたします。

会 長 番号 1 番について、東 1 区の担当委員より説明をお願いします。

8 番委員 8 番、関口です。地図の 7 番です。国道 122 号線を道なりに進みます。黒保根東分署より約 100 メートル道なりに進みます。房川という沢のほとりが申請地です。申請地は草や篠が生い茂っており、農地に復元することは不可能です。非農地にすることで、周囲の農地に与える影響はございません。慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長 挙手全員と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

議案第 5 号

会 長 日程第 5 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」
次のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、みどり市農用

地利用集積計画の決定依頼があったので、決定を求める。

令和 5 年 11 月 27 日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は新規設定が 2 件、再設定が 3 件ございます。はじめに、新規設定から説明します。

「利用権を設定する土地」「利用権の設定を受ける者」「利用権を設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

事務局

新規設定。

番号 1 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。

番号 2 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。

新規設定 2 件の地積合計は、2,993 m²となります。

以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。番号 1 番及び番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長

意見等ないようですので、番号 1 番及び番号 2 番について採決をいたします。番号 1 番及び番号 2 番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員と認め、番号 1 番、番号 2 番は可決いたします。

事務局

再設定。

番号 1 番。笠懸町西鹿田、台帳、現況とも畑になります。

番号 2 番。大間々町塩原、台帳は田、現況は畑になります。

番号 3 番。大間々町塩原、台帳は田、現況は畑になります。

再設定 3 件の地積合計は、8,687 m²となります。

以上 3 件の審議について、よろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。番号 1 番から番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長

意見等ないようですので、番号 1 番から番号 3 番について採決をいたします。番号 1 番から番号 3 番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員と認め、番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番は可決いたします。

会 長 ありがとうございました。これですべての審議を終了しましたので、令和 5 年 11 月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和 5 年 11 月 27 日 午後 2 時 6 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

小 林 利 信

5 番委員

大 澤 恵 美 子

6 番委員

櫻 井 正 彦